

施設基準に関わるお知らせ

【電子的診療情報連携体制整備についてのお知らせ】

当院は、質の高い診療を実施するための体制を確保・整備しています。

- ・ **オンライン資格確認の導入:** マイナ保険証(マイナンバーカード)の利用により、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
- ・ **電子処方箋の導入:** [※電子処方箋等を発行している場合のみ残す: 電子処方箋等を発行する体制を整え、他院との重複投薬の防止や処方の最適化に努めています。]
- ・ **電子カルテ情報共有サービスの活用:** [※導入している場合のみ残す: 国が推進する電子カルテ情報共有サービスを導入し、医療機関間での円滑な情報連携を行っています。]
- ・ **マイナ保険証の利用促進:** 電子的診療情報連携体制整備を通じて質の高い医療を提供できるよう、マイナ保険証の積極的な利用・持参をお願いしています。

【時間外対応体制加算のご案内】

厚生労働省の規定により、下記の時間帯に受付をされた患者様につきましては、診療時間内であっても、初診・再診の区分に関わらず「時間外対応体制加算(50点)」が窓口負担に加算されます。

■加算対象となる時間帯

- ・ 平日: 午後 6 時 00 分以降
- ・ 土曜日: 午後 12 時 00 分以降

※上記時間帯に診療体制を維持するための評価となります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【「小児かかりつけ診療料」に関するお知らせ】

当院では、お子様の「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っています。

- ・ **急病時の対応・相談:** 急な病気の際の診療や、夜間・休日の問い合わせ先についてご案内します。
- ・ **専門医療機関への紹介:** 症状に応じて、適切な専門の医療機関や病院をご紹介します。健康診断・予防接種: 発達段階に応じた健康相談や、予防接種のスケジュール管理・相談に応じます。

•**他院の処方把握:**別の医療機関で処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います。

【対象となるお子様】 6歳未満で、当院を今まで4回以上受診したことがある方。(予防接種、健診も含む)

※この診療料の算定にあたっては、保護者様の同意書(署名)が必要となります。ご希望の方は受付までお声がけください。

【「外来・在宅ベースアップ評価料」算定のお知らせ】

当院では、医療現場で働くスタッフの処遇改善(賃上げ) および人材確保を行い、質の高い医療・診療体制を維持するため、厚生局へ届出を行い「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」を算定しております。

•**対象となる患者様:** 外来を受診された患者様(初診・再診時など)

•**ご負担について:** 窓口での診療費のご負担が数十円程度上がる場合があります。

※本評価料によって得られた診療報酬の全額は、国の定めに従い、医療従事者(看護師、受付事務、その他スタッフ)の賃金改善にすべて充当いたします。

医療体制の維持・向上のため、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。